石 川 県 防 災 会 議

日時：令和４年５月 23 日(月)13:30～
場所:ホテル金沢　4Fエメラルドルーム

〈 次　　第 〉

※マスク着用(アクリル板なし)

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

(1)　石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の見直しについて
(2)　石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の見直しについて
(3)　令和４年度石川県水防計画の策定について

４　報　　告

(1)　震災対策部会の概要について
(2)　その他

５　閉　　会

配付資料

資料１　　石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正（案)の概要
資料２　　石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案)の概要
資料３　　石川県地域防災計画（一般災害対策編等）修正（案）〔新旧対照表〕
資料４　　石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案）〔新旧対照表〕
資料５　　令和４年度石川県水防計画の主な変更内容(案)
資料６　　令和４年度石川県水防計画(案)
資料７　　震災対策部会の概要について

配布資料一覧

		次第
		座席図
		出席者名簿
資料１（１－１，１－２）		石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正（案）の概要
資料２		石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要
資料３	資料３	表紙
	資料３－１	石川県地域防災計画（地震災害対策編）修正（案）新旧対照表
	資料３－２	石川県地域防災計画（津波災害対策編）修正（案）新旧対照表
	資料３－３	石川県地域防災計画（一般災害対策編）修正（案）新旧対照表
	資料３－４	石川県地域防災計画（雪害対策編）修正（案）新旧対照表
	資料３－５	石川県地域防災計画（事故災害対策編）修正（案）新旧対照表
資料４		石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案）新旧対照表
資料５		令和４年度石川県水防計画の主な変更内容（案）
資料６		令和４年度石川県水防計画（案）
資料７		震災対策部会の概要について
		シェイクアウトのリーフレット

石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正（案）の概要

資料1-1

〇令和元年台風第１９号（令和元年東日本台風）及び令和２年７月豪雨では、①高齢者を中心に、逃げ遅れなどにより甚大な被害が発生、②激甚化する豪雨災害を踏まえ、他の自治体への避難体制の整備が必要となったこと、③自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）により、多くの逃げ遅れが発生などの課題が指摘され、国の防災基本計画が見直されたことから、県も地域防災計画を見直し、具体の防災対策を講じることとする。
〇新型コロナウイルス感染症に備えるため、避難者が避難生活を送れるよう、必要十分な指定避難所をあらかじめ確保するとともに、平時から避難所の開設・運営に関する手順を確認する必要があるとして、国の防災基本計画が見直されたことから、県地域防災計画を見直す。

主な課題と国防災基本計画の見直し内容	本県の現状と今後の対応
１　高齢者等の避難の実効性確保 ・豪雨災害では、高齢者を中心に、逃げ遅れなどにより甚大な被害が発生している。 ➡ 〇要支援者（高齢者等）の個別避難計画（支援者、避難先など）の策定を市町の努力義務化	＜現状＞ 〇県内１４市町で個別避難計画の策定に着手(R3年度末現在) 〇市町職員や防災士、福祉関係者等を対象に、個別避難計画の策定方法などを学ぶ研修会を実施(R3) 〇計画策定の具体的な手順を確認するためのモデル事業を実施（R3/川北町） ＜今後＞ 〇未着手の市町を中心にモデル事業を実施
２　広域避難の体制整備 ・近年、激甚化する豪雨災害を踏まえ、他の自治体への避難体制の整備が必要である。 ➡ 〇市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、区域外への広域避難について他の市町とあらかじめ協議することができる。 〇県は、市町から協議要請があった場合、他の都道府県と協議を行う。	＜現状＞ 〇富山県・福井県のほか、中部圏などと相互応援協定等を締結 〇広域避難体制を整備するため、石川県バス協会と災害応援協定を締結(R3) ＜今後＞ 〇県防災総合訓練(R４/川北町)において、広域避難訓練を実施
３　実践的な防災教育・避難訓練の推進 ・豪雨災害が頻発化・激甚化する中、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）により、多くの逃げ遅れが発生している。 ➡ 〇自らの命を守るための適切な行動をとることができるよう、地域の災害リスクや避難に必要な知識に関する防災教育や避難訓練を推進する。	＜現状＞ 〇県政出前講座(H23～)や防災活動アドバイザー派遣(H26～)などの実施 〇県内小中高等学校への学校防災アドバイザー派遣(H24～)の実施 〇県民一斉防災訓練(H25～)やいしかわ防災キャンペーン(H30～)による防災意識の啓発 ＜今後＞ 〇市町、防災士と連携し、引き続き実践的な防災教育を推進
４　女性の視点を踏まえた防災対策の推進 ・避難所生活における女性などへの配慮をより推進する必要がある。 ➡ 〇女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置することや、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所への設置等に努める。 〇災害備蓄品の調達については、女性をはじめ、要配慮者や子どもにも配慮する。	＜現状＞ 〇女性防災士スキルアップ研修の実施(R1～) 〇県災害備蓄品に女性用品を追加(R3) ＜今後＞ 〇R６年度末までに女性防災士3,000人育成（R4.3月末 2,201人）

石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正（案）の概要

資料1-2

主な課題と国防災基本計画の見直し内容

５　避難所における新型コロナウイルス感染症対策

・新型コロナウイルス感染症などに備え、必要十分な指定避難所を確保するとともに、平時から開設・運営に関する手順を確認しておくほか、感染症対策用の物資を備蓄する必要がある。

➡
○避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。
○避難所で使用する物資の備蓄に、パーティションや段ボールベッド、携帯・簡易トイレを追加

本県の現状と今後の対応

＜現状＞
○「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」の策定及び避難所の開設・運営上の留意点を映像化したＤＶＤを作成(R2)
○コロナ禍で避難所運営を支援したＮＰＯ法人の役員などを講師に招き、市町職員や自主防災組織などを対象に感染症対策を踏まえた避難所開設・運営研修を実施(R3)
○市町において、感染症対策を講じるための災害備蓄の推進(R2～)
○市町における避難所の収容人数や受入れ体制を再確認(R2～)
○テント製品等の調達に関して県テントシート工業組合と災害応援協定を締結(R3)
＜今後＞
○市町に対し、さらなる避難所の確保や開設・運営などについて引き続き助言

民間事業者との災害応援協定の締結について

○大規模災害発生時には、行政のみでは災害対応、復旧・復興を担うには限界があり、民間事業者のノウハウや業務に精通した能力を活用することが県民の安心・安全の確保につながることから、県では、民間事業者との災害応援協定の締結を推進している。（令和４年４月１日現在　協定数：１４２件、団体数：１５７団体）
○次の団体と協定を締結したことから、県地域防災計画に明記する。

＜令和３年度に締結した災害応援協定＞

１　災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定（石川県テントシート工業組合　R3.9.1締結）

災害時における避難所の運営に必要なテント製品やシート製品の調達、設営及び撤去

２　災害時における電気自動車の支援に関する協定（米沢電気工事株式会社、日産自動車株式会社　R3.１２.６締結）

災害時における避難所の電力供給のための電気自動車等の貸与

３　大規模災害時における相互連携に関する協定（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社　R4.2.２８締結）

庁舎や病院など災害時に優先して停電復旧すべき重要施設の共有、復旧作業時に必要となる道路情報の共有　など

４　災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定（公益社団法人石川県バス協会　R4.3.2締結）

高齢者など要配慮者等の輸送、応援対策に必要な人員及び資機材等の輸送

資料2

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正(案)の概要

国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、所要の修正を行う。

ＰＡＺ内の要配慮者の防護措置の見直し

※PAZ(Precautionary Action Zone):原子力施設から概ね5km圏内の区域

指針等の改正前は、避難の実施により健康リスクが高まる者の防護措置（避難・屋内退避など）については、①警戒事態や②施設敷地緊急事態の段階では実施しないことになっていた。

今回の改正で、避難の実施により健康リスクが高まる者についても、②施設敷地緊急事態及び③全面緊急事態の段階で、安全に避難できる準備が整うまでの間、一時的に放射線防護対策施設等で屋内退避し、安全に避難ができる準備が整った段階で避難を実施することとされた。

◎ＰＡＺ内の防護措置(今回改正の要配慮者の防護措置は太枠内)

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">一般住民</td><td colspan="3">要配慮者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難の実施によりリスクの高まらない者</td><td colspan="2">避難の実施によりリスクが高まる者</td></tr>
<tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr>
<tr><td>①警戒事態</td><td>ー</td><td>避難準備</td><td>ー</td><td>避難準備</td></tr>
<tr><td>②施設敷地緊急事態</td><td>避難準備</td><td rowspan="2">避難</td><td>ー</td><td rowspan="2">避難
安全に避難できる準備が整うまでの間、一時的に放射線防護対策施設等で屋内退避する</td></tr>
<tr><td>③全面緊急事態</td><td>避難</td><td>屋内退避</td></tr>
</table>

資料５

令和４年度　石川県水防計画の主な変更内容(案)

○ 水防計画については、水防法に基づき、毎年、必要に応じて変更しなければならない。

主な変更内容

○ 河川改修等の促進により、治水安全度が向上した河川の重要水防箇所の見直しを行う。

・水防計画「5.3 重要水防箇所」の変更〔2,697m減〕

（県）：2,646m減（八丁川、高橋川、伏見川、宇ノ気川）

（国）：　51m減（梯川）

重要水防箇所の延　長	R3(m)	R4(m)	増減(m)
	156,677	153,980	△2,697

震災対策部会(R4.5.11)の概要について

資料7

能登地方における地震の頻発を踏まえ、震災対策部会を開催し、地震の発生状況等を共有するとともに、震災対策に万全を期すための方策等について議論し、部会としての意見を取りまとめた。

石川県防災会議震災対策部会

部会長：室﨑益輝（神戸大学名誉教授） ほか委員15名

（１）議題等

①本県における地震の発生状況

⇒震度５弱の地震も発生しており、能登半島地震が発生した平成１９年を除き、ここ百年間で地震活動が最も活発化。

⇒県内には、震度５以上の地震に見舞われていない市町が複数(４市３町)存在。

②国の地震に関する調査研究

⇒海域を中心に日本海側を面的にカバーする多様な調査研究(H20～R2年度)によりデータが集積。

⇒能登半島沖を含む日本海中部海域の長期評価(発生確率、規模等)の実施時期は、未定。

③本県に影響を及ぼす主要活断層の長期評価等

⇒森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯の長期評価と県地震被害想定(Ｈ９)との関係を共有。

④近年の大規模地震による被害内容等

⇒熊本地震、北海道胆振東部地震等では、これまで想定されていなかった被害も発生。

⑤自助、共助による地震への備え

⇒県が実施するシェイクアウトいしかわや防災キャンペーン、防災士の育成や大学との防災連携の取り組みを共有。

（２）主な意見等

➢県内の地震頻発や全国における大規模地震の発生状況を踏まえれば、地震被害想定を見直し、市町を含めた本県の防災対策に活用すべき。

➢国の長期評価の現状を踏まえれば、地震被害想定の見直しには、現在、得られている最新の知見を用いて実施することを検討すべき。

➢伝統的建造物の集積や盛んな観光業など、本県の特色に合わせた被害想定も検討する必要がある。

➢被害想定の見直しを通じて、県民に災害リスクを正しく理解してもらい、家屋の耐震補強や家具の転倒防止、通電火災対策、など「自助」の取り組みを実践してもらうとともに、地域での助け合う「共助」の体制を強化してもらうことが重要。

（３）震災対策部会の意見

昨年来の能登地方における地震の頻発は、全国的にも顕著な例であり、いつ、どこで発生するか分からない地震に全県で備えるため、速やかに、地震被害想定の見直しに関する議論を進めることが必要である。